

軽自動車税の各種手続き

軽自動車税は、毎年4月1日現在の軽自動車(原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車)の所有者または使用者に課税されます。

廃車、他人への譲渡、住所地の変更などは、申請が必要です。

原動機付自転車(125cc以下)
小型特殊自動車
特定小型原動機付自転車(電動キックボード)

特▽ナンバープレート
▽原動機付自転車申告済証
▽本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)

問課税課税政担当
TEL06-6992-1458

軽自動車(軽三輪・軽四輪)
問軽自動車検査協会
大阪主管事務所・高槻支所
(高槻市大塚町4-20-1)
TEL050-3816-1841
軽二輪(126~250cc)
二輪の小型自動車(251cc以上)

問近畿運輸局大阪運輸支局
(寝屋川市高宮栄町12-1)
TEL050-5540-2058
速やかに手続きをお願いします。
令和7年3月31日までに廃車手続きが行われていないと、翌年度分の軽自動車税が課税されますので注意してください。
問課税課税政担当
TEL06-6992-1458

個人市府民税のよくある質問

収入金額と所得金額の違い

例えば事業収入(自営業の人など)の場合、その事業の売り上げから必要経費を差し引き、残った金額が利益となります。この「売り上げ」が収入金額、「利益」が所得金額にあたります。

収入が給与や公的年金の場合は、必要経費に相応する金額が決められていて、その金額を差し引いた後のものが所得金額になります。

問課税課市民税担当
TEL06-6992-1456

長期優良住宅
固定資産税額の減額措置

認定を受けた長期優良住宅を新築した場合、当該住宅の固定資産税額を減額します。

これは建築主などが長期優良住宅建築等計画を作成し、市の認定を受けた住宅です。

対象要件
床面積の居宅部分120㎡まで
減額内容
新築住宅が課税されることとなった年度から5年度分の固定資産税(3階建て以上の中高層耐火住宅は7年度分)を2分の1に減額

手続き方法
新築した翌年の1月31日までに、認定通知書を添付の上、所有者が固定資産税減額申請書を提出してください。
問課税課資産税担当
TEL06-6992-1474
問住宅まちづくり課(長期優良住宅の認定)
TEL06-6992-1698

市税は納期内の納付を

固定資産税・都市計画税と個人市・府民税(普通徴収分)の第1期分、軽自動車税(種別割)を納めていない人は、至急納付してください。納期限までに納付がない場合、納付されるまでの期間に応じて延滞金が加算されます。

また、9月2日(月)は個人市・府民税(普通徴収分)第2期分の納期限です。納期までに近くの金融機関やコンビニエンスストアなどで納付してください。また、口座振替(自動払込)を利用している人は、預金残高を確認してください。

納付できる資力があるにもかかわらず納付がない場合、財産(不動産・預金・給与など)に対し、差押や公売などを行います。納期限内での納付を必ずお願いします。

病気や失業などの理由で納付が困難な場合は、納期限までに納税課まで連絡してください。

問納税課
TEL06-6992-1852~1854

お知らせ

定額減税を十分に受けられないと見込まれる人への調整給付

7月中旬ごろ、対象者に書類を送付しました。「お知らせ」が届いた人は、期日までに口座変更などの届け出がなければ、9月以降に順次振込予定です。確認書が届いた人は、記載内容を確認し、必要事項を記入の上、8月30日(金)までに「守口市調整給付金事務局」へ返送してください。

注▽基準日の6月4日以降に令和6年度個人住民税額が変更になり、調整給付に不足が生じる場合は、令和7年に不足額の給付を行う予定です。
▽定額給付金との混同に注意してください。

問守口市調整給付金コールセンター
TEL06-6993-2818

ご存じですか
固定資産税・都市計画税

家屋の税額のもととなる評価額(固定資産価格)は、購入価格や工事費ではなく、総務大臣の定める「固定資産評価基準」(以下「評価基準」)によって算出されています。

評価基準では、評価の時点で評価対象となった家屋と同一のものをその場所に新築するものとした場合に、必要とされる建築費を求め、家屋の建築後の経過年数に応じた減価を考慮し、家屋の価格を求める再建築費(価格)を基準として評価する「再建築価格方式」を採用しています。

「どのような資材をどれだけ使用しているか(再建築費評点数)」に加え、「構造および用途などに応じて設定されている建築後の経過年数の減価率(経年減点補正率)」「地域に応じた物価水準と工事原価に含まれていない設計管理費、一般管理費など負担額の費用(評点一点当たりの価額)」によって評価額は算出されています。

問課税課資産税担当
TEL06-6992-1474

8月 市民無料相談



注祝日・休日の受付・相談はありません。ただし、生活不安や仕事の相談は日曜日も実施する場合があります。
法律相談の同一内容の相談は原則1回です。

種別	相談名	内容	日・曜日	時間	予約方法	場所	問い合わせ先
法律	法律相談 (弁護士)	相続・離婚・金銭や土地建物の賃借や介護サービス問題など (1人30分・先着14人)	毎週木曜日	13:00～16:30	オンライン (相談日の1週間前の0:00から)	市役所1階 市民相談室 101・102	人権市民相談課 TEL06-6992-1512
	法律相談 (司法書士)	相続・離婚・金銭や土地建物の賃借問題など(1人30分・先着8人)	第2・3・4火曜日 13日・20日・27日	13:00～15:00			
	登記相談 (司法書士)	相続・贈与などの登記 (1人30分・先着6人)	14日 第2水曜日	13:00～16:00	電話 (相談日の1週間前の9:00から)		
	税務相談 (税理士)	相続・所得・贈与税など (1人30分・先着6人)	9日 第2金曜日	13:00～16:00			
	行政書士相談 (行政書士)	成年後見・各種契約書の作成など(1人30分・先着6人)	6日 第1火曜日	13:00～16:00			
	不動産一般相談 (宅地建物取引士)	賃貸借契約・不動産活用など (1人30分・先着6人)	6日 第1火曜日	13:00～16:00			
行政	行政相談 (行政相談委員)	国などの行政に対する要望や苦情など	27日 第4火曜日	10:00～12:00	前日まで		
人権相談	人権相談	人権相談員による相談	毎週月・水・金曜日	9:00～12:00	当日直接	市役所5階 相談室507	
		人権擁護委員による相談	毎週木曜日	13:00～16:00	当日電話		
		人権相談員による電話相談 (1人50分)	第2・4金曜日 9日・23日	17:00～20:00			
	女性のための 悩み相談	心理臨床カウンセラー・中井紀子氏による女性のための相談 (1人50分)	第1・2・3・4火曜日 6日・13日・20日・27日	13:00～16:00	オンライン または 電話		
	LGBTQ+ 人権相談	トランスジェンダー当事者・柴谷宗叔氏によるLGBTQ+人権相談	8日 第2木曜日	17:00～20:00			
福祉	福祉の 総合相談	コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関する総合相談	平日	9:00～17:30	当日直接	市役所7階守口市 社会福祉協議会	守口市 社会福祉協議会 TEL06-6992-2715
			平日	10:00～16:00 (各CCの開催日時を除く)		藤田事務所 (藤田町4-20-1)	
			6日・9月3日 第1火曜日	10:00～12:00		西部CC	
			13日 第2火曜日			北部CC	
			20日 第3火曜日			錦CC	
			27日 第4火曜日			八雲東CC	
			8日 第2木曜日			南部エリアCC	
			15日 第3木曜日			東部エリアCC	
			1日・9月5日 第1木曜日			庭窪CC	
生活	生活不安や仕事の相談	暮らしや仕事など、さまざまな困り事など	平日	9:00～17:30	電話	市役所6階 くらしサポートセンター守口	くらしサポートセンター守口 0800-200-8011
			第2・4日曜日 11日・25日	9:00～13:00			
空き家	空き家不動産無料相談会	空き家、不動産に関する困り事など	26日 第4月曜日	10:00～12:00	電話	市役所1階 市民相談室101	(公社)全日本不動産協会 大阪東支部 TEL06-4250-9191
植物	みどりの相談窓口	植物を育てる上での困り事など	15日 第3木曜日	13:00～16:00	電話	大枝公園	大枝公園 TEL06-6991-8248
進路	進路選択などの相談	進路や奨学金のことなど	平日	9:00～17:30	電話	市役所6階 学校教育課	学校教育課 TEL06-6995-3151
子育て	育児相談	子育ての不安や疑問など (妊娠中から相談可)	平日および 17日 第3土曜日	9:00～17:30	不要	市役所3階 あえる	あえる TEL06-6995-7833
保険料	平日夜間・休日窓口	国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険に関する保険料の納付相談など(一部対応できない業務有)	19日(月) 21日(水) 23日(金)	17:30～20:00	不要	市役所2階 保険課 保険収納課 市役所3階 高齢介護課	保険課 TEL06-6992-1545 保険収納課 TEL06-6992-1537・1538 高齢介護課 (介護保険) TEL06-6992-1610・1612・1613
			25日(日)	9:00～13:00			

オンライン申請はこちらから→
「申請できる手続き一覧」の「個人向け手続き」をクリックし検索してください。
注初回のみ利用者登録が必要です。

